

「長崎市移住支援空き家家財処分費補助金」

補助金交付申請の際に必要な書類

1 補助金交付申請書（第1号様式）

※ 必ず、申請者本人にて記入及び捺印して下さい。

※ 「交付申請額」の訂正は出来ませんので、間違えた場合は申請書の書替になります。

2 事業計画書（第2号様式の3）

※ 事業の概要については処分する家財の種類及び数量を明示すること。

※ 必要に応じ、平面図等を添付すること。

3 補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していない状態（空き家の定義）が証明出来る書類。

※水道、電気又はガスのいずれかが1年以上休止していることを確認出来る書類。

（それぞれの供給先からの証明書。）

4 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記の（1）～（4）うちいずれか1つ）

（1）固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】

※令和6年6月以降申請は、令和6年度のものとする

（2）固定資産税家屋台帳の写し【窓口で交付されたもの】

※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）（1通300円）

○発行から3か月以内のもの。

（3）名寄帳の写し【窓口で交付されたもの】

※資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）、各市民サービスコーナー

（1通300円）

○発行から3か月以内のもの。

（4）建物登記事項証明書【窓口で交付されたもの】

※長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127（1通600円）

○発行から3か月以内のもの。

5 市税の納付を確認できるもの

（1）完納証明書（申請者分）

※各地域センター（1通300円） ○発行から3か月以内のもの。

6 見積書

（1）申請者宛てであることがわかるよう姓名の記入、もしくは申請者の住所の記載が必要。

（2）見積日、請負者の住所、氏名、押印があるもの。

（3）事業を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定すること、消費税額の記載も必要。

（4）内訳内で10万円以上の1式表示については明細が必要。（数量、単価を明記）

7 着工前写真

（1）建物全体（建物がわかる外観）及び家財処分の事業予定箇所（処分の家財毎）の写真

8 その他の提出書類（該当する場合のみ）

（1）手続を代理人が行う場合

※委任状（第3号様式）

（2）所有者（空き家等情報バンク登録）の確認

※空き家等情報バンク登録書の写し

（3）住宅の所有者が死亡しており未相続の場合

※戸籍謄本（・所有者の死亡が確認（所有者名で戸籍を請求してください）出来て

所有者と申請者の続柄がわかるもの）

○発行から3か月以内のもの。